

# I.はじめに

## 1. 総合計画とは

### (1) 総合計画の位置づけ

#### ① まちづくりの基本指針

総合計画は、将来における望ましい都市像とその実現のための方向や施策を示すもので、これからのまちづくりの基本指針となります。市は総合計画に基づいてこれからの施策を総合的、計画的に展開していくこととなります。

また、国や京都府、近隣市町、広域行政組織が、本市にかかわる計画を策定する際や、事業を実施する際においても、尊重すべき指針となります。

#### ② 市民と行政との協働の指針

だれもが住んでよかったといえるまちづくりを進めていくためには、市民、NPO等、事業者等と行政とが対等に、お互いの立場や意見を尊重しながら協力していくことが何よりも重要です。

第4次八幡市総合計画は、全ての市民、NPO等、事業者等がまちづくりの目標を共有し、行政とともに共通の目標に向かって知恵を出し合い、そして行動するための指針となるものです。

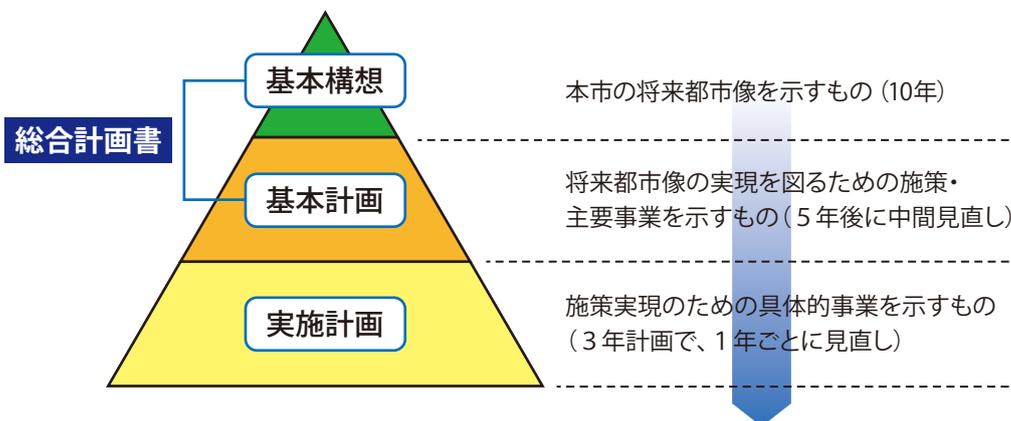
### 《協働とは》

「協働」とは、共通の目的を達成するために、互いが力を合わせて活動することを指します。市民と行政とが協働してまちづくりを進めていくうえでは、どちらかが主導するのではなく、互いが対等の立場、目線に立って責任と行動を分かちあうことが重要となります。なお、他に用いられる用語として、市民「参画」がありますが、これは、政策形成過程において市民の意見を反映することを指し、例として、計画策定の際に市民参画組織の一員として参加していただくことや、市政について意見を提出していただくことなどが挙げられます。

## (2) 総合計画の構成

第4次八幡市総合計画は、下の図のように、基本構想、基本計画及び実施計画によって構成されています。

### ■総合計画の構成



## (3) 基本構想

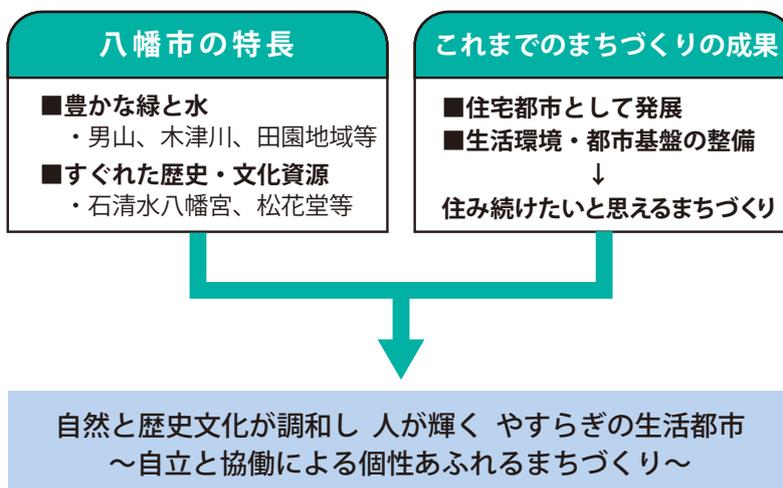
### ① 基本構想とは

基本構想は、本市のめざす将来都市像を示すとともに、まちづくりの進め方や人口規模、土地利用指針など、長期的な視点から将来都市像実現に向けた施策の基本的な方向性を明らかにするもので、基本計画及び実施計画の基礎となるものです。

### ② 将来都市像

基本構想では、八幡市の特長やこれまでのまちづくりの成果を踏まえ、将来都市像として「自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市 ～自立と協働による個性あふれるまちづくり～」を定めています。

### ■将来都市像



### ③ まちづくりの基本目標

基本構想では、まちづくりを進めていくための基本目標を7つ定めています。これらの基本目標は、基本計画の骨格となる施策体系につながっており、各章のタイトルとなっています。

- (1) 人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち  
—人権の尊重、市民協働—
- (2) 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち  
—子育て、教育、文化芸術振興—
- (3) 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち  
—環境保全、土地利用—
- (4) だれもが明るく元気に暮らせるまち  
—健康・福祉—
- (5) 人がつどい、活力あふれるまち  
—産業振興、交通、道路、情報通信—
- (6) 安心して暮らせる安全で快適なまち  
—安全・安心、都市整備—
- (7) 計画の実現に向けた取組や体制の強化  
—計画の推進など—

### ④ まちづくりの進め方

第4次八幡市総合計画においては、次の3点を基本姿勢としてまちづくりを進めていくこととしています。

- (1) 自立と連携  
中・長期的に自立・持続可能なまちづくりを、広域的な連携を図りながら進めていきます。
- (2) 公開と協働  
市民、NPO等、事業者等、行政が互いのもつ資源や情報を積極的に公開し、協働でまちづくりを進めます。
- (3) 信頼と安心  
本市にかかわる全ての人や団体との間に信頼の絆を築き、その信頼関係のもとで安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(4) 基本計画とは

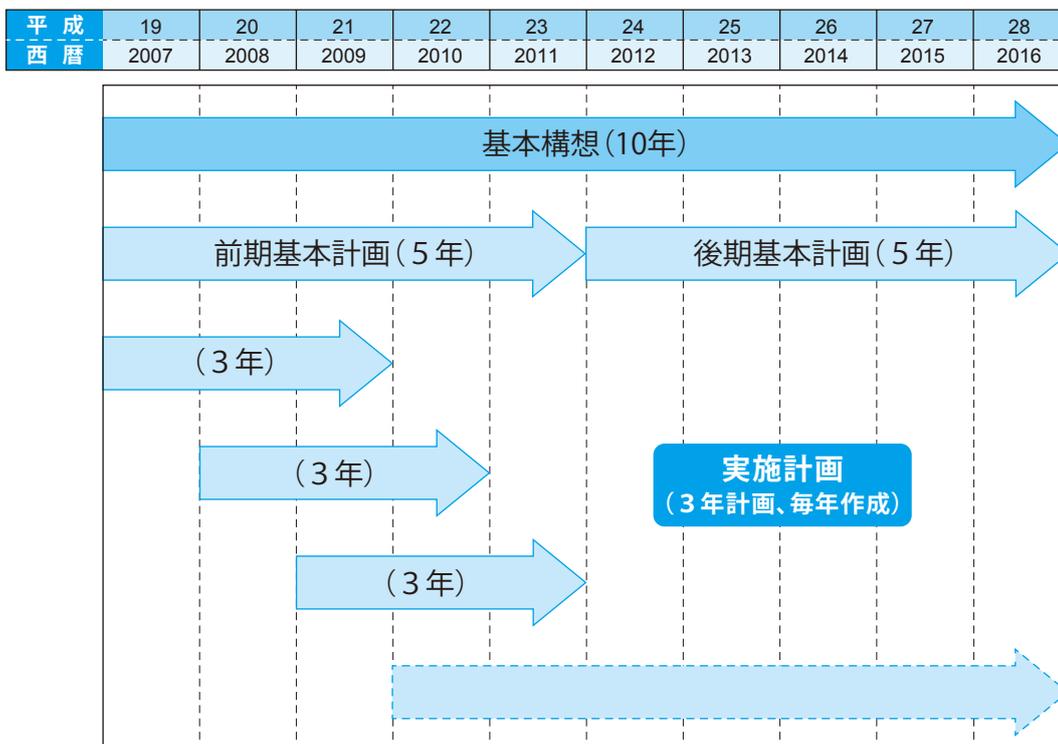
① 基本計画策定の目的

基本計画は、基本構想で掲げた将来都市像「自然と歴史文化が調和し 人が輝くやすらぎの生活都市 ～自立と協働による個性あふれるまちづくり～」を実現するために、優先的に取り組むべきリーディングプロジェクトや施策、主要事業を明確にし、それらを体系的に示すために策定するものです。

② 計画期間

計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間です。このうち、平成19年度から平成23年度までの5年を前期基本計画とし、社会情勢の変化を踏まえた中間見直しを行ったうえで、平成24年度から平成28年度までを後期基本計画と位置付けています。

■ 総合計画の期間



(5) 実施計画とは

実施計画は、本計画書とは別に、施策実現のための具体的な事業や実施年度を明らかにするもので、各年度の予算編成や事務事業執行の具体的な指針となるものです。

## 2. 後期基本計画のポイント

今回策定した後期基本計画では、前期基本計画の見直し結果を踏まえ、わかりやすい計画となるよう、次のような変更を行っています。

### (1) めざす姿の設定

部門別計画において、「人権・平和」や「地域コミュニティ」といった、施策テーマをまとめている各節について、前期基本計画における「基本方向」に代わり計画を進める中で実現したい「めざす姿」を設定しました。これにより、それぞれの分野において、この計画で何をめざそうとしているかを示し、最終的な目標を明確にしました。

### (2) 成果指標の見直し

部門別計画において、各章のタイトルである7つのまちづくりの基本目標ごとに定めている成果指標を見直しました。前期基本計画の期間内に目標値を達成できた指標については、さらに高い目標値や、時代に即した新たな指標の設定を行っています。また、関連する事業が終了または変更となった指標や、現状を踏まえ変更の必要があると思われる指標などは、新たな指標の設定や、目標値の変更を行っています。

### (3) その他記述内容の見直し

「現状」「取り組むべき課題」や「取組の内容」など、部門別計画における各節での具体的な記述について、前期基本計画中の取組の成果や現状を踏まえて見直しを行っています。ただし、「施策体系」については、計画の一貫性を保つ観点から基本的には前期基本計画を引き継ぎ、必要最低限の変更にとどめています。

### 3. 人口・世帯推計

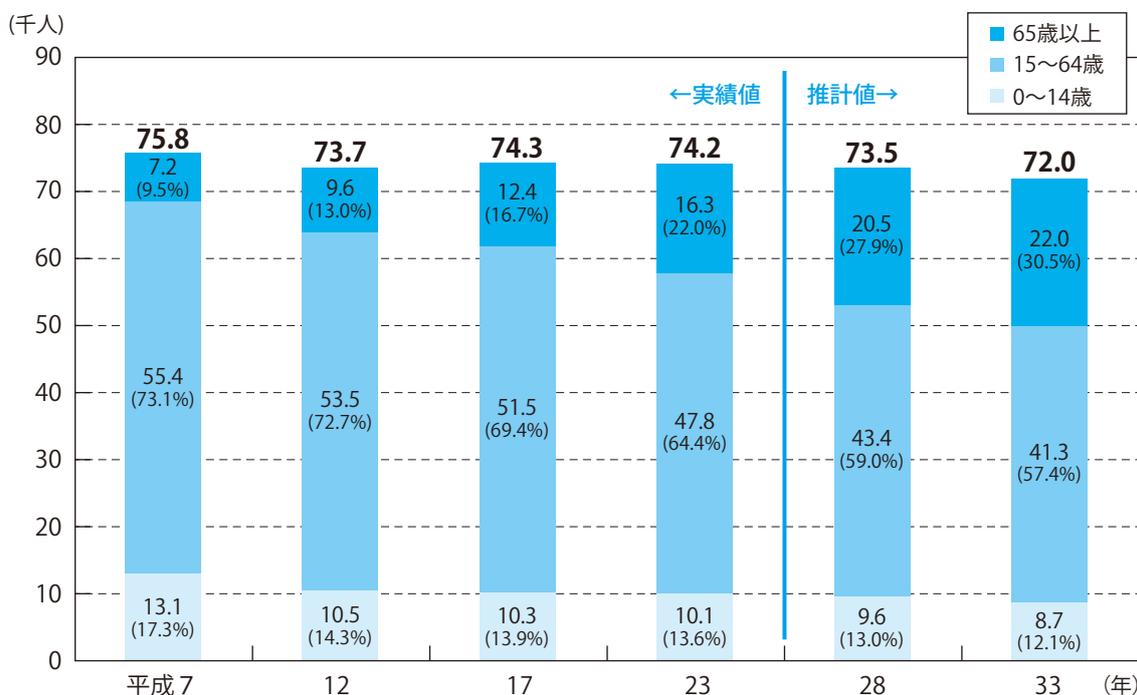
#### (1) 人口

後期基本計画の策定にあたり、本市の人口が将来的にどのように推移するかを推計しました。

本市の人口は、近年ほぼ横ばいの傾向で推移していましたが、今後は、少子高齢化の進行に伴う出生数の減少と死亡数の増加により、自然減による緩やかな人口減少が続いていくものと考えられます。

その結果、本市の人口は平成28年には7万3,500人程度となり、平成33年には7万2,000人程度となると見込まれます。

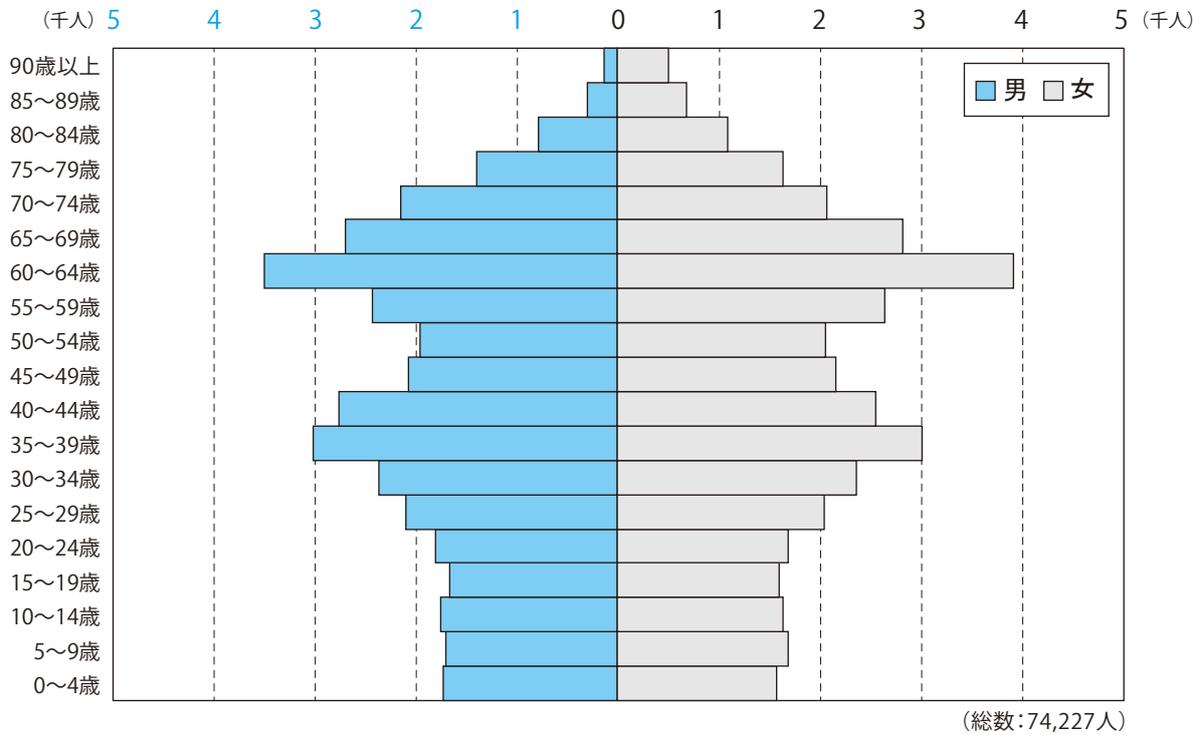
■八幡市の総人口・年齢三区分別人口の推移



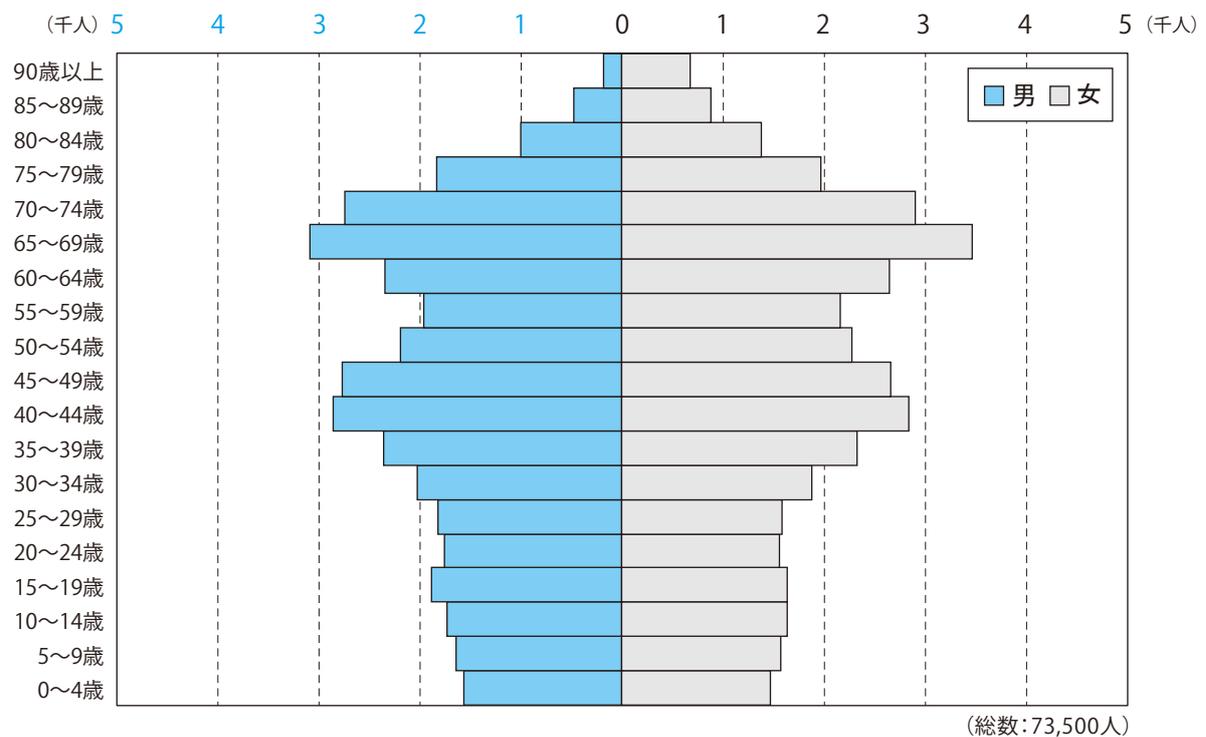
(注1) 四捨五入等の関係から、内訳と合計は必ずしも一致しない。  
 (注2) 実績値について平成7・12・17年は総務省「国勢調査報告」、23年は住民基本台帳及び外国人登録人口による。  
 (資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)、総務省「国勢調査報告」を基に推計。

■八幡市の年齢5歳階級別人口の推移

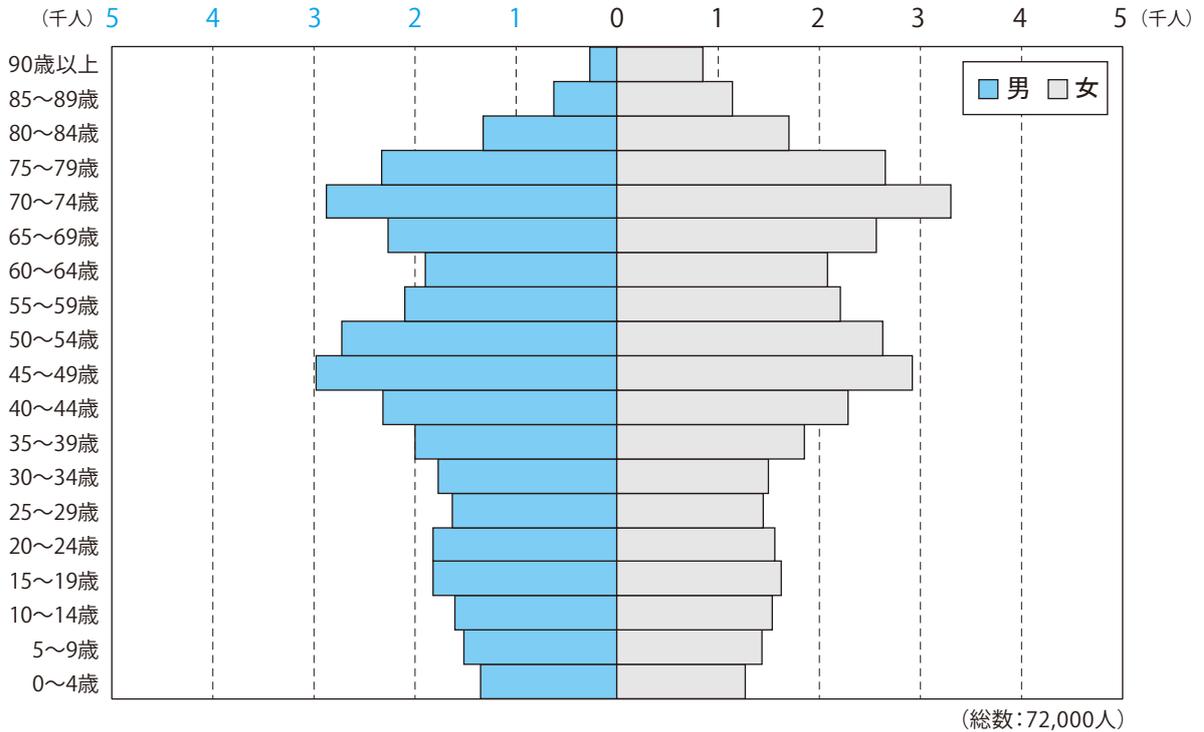
《平成23年：実績値》



《平成28年：推計値》



《平成33年：推計値》



(2) 世帯数

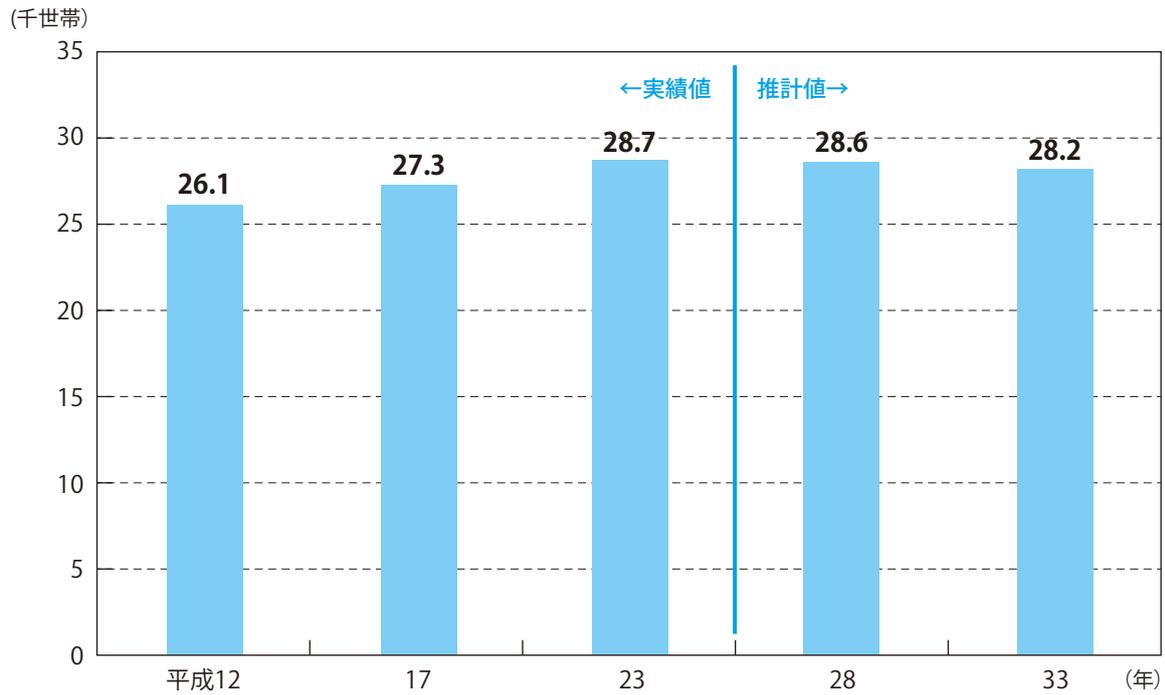
後期基本計画の策定にあたり、本市の世帯数が将来的にどのように推移するかを推計しました。

本市の世帯数は、人口が横ばいの中で、世帯人員の減少などにより、緩やかな増加傾向で推移してきました。今後は、自然減による緩やかな人口減少が続いていく中で、高齢化の進行に伴う高齢単身世帯数の増加などにより、一世帯あたりの世帯人員の減少は続いていくものと考えられます。

その結果、本市の世帯数は、平成28年には2万8,600世帯程度、平成33年には2万8,200世帯程度になると見込まれます。

また、高齢単身世帯数は、平成28年には3,000世帯を突破し、全世帯のおよそ1割を占めるようになると見込まれます。平成33年には3,600世帯程度になり、そのうちの半数は、75歳以上の方になるものと見込まれます。

### ■八幡市の世帯数の推移



(注1) 四捨五入等の関係から、内訳と合計は必ずしも一致しない。  
 (注2) 実績値について平成12・17年は総務省「国勢調査報告」、23年は八幡市統計資料による。  
 (資料) 国立社会保障・人口問題研究所「『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)』(2009年12月推計)」  
 総務省「国勢調査報告」を基に推計。

### ■八幡市の高齢単身世帯数・比率の推移

